

法人用

令和6年度 福祉マンパワー事業

人材確保・定着化 支援事業



社会福祉事業を行っている法人の皆様へ

社会福祉に関する事業を行っている法人が、福祉職場へ就職を希望する者や働く者にとって魅力ある職場づくりを行う場合や、職場内研修を行う場合にその経費を助成します。

① 魅力ある福祉職場モデル事業

福祉職場へ就業を希望する者や働く者にとって魅力ある職場づくりに必要な環境整備などの工事費、修繕費等を助成します。

助成
限度額

10万円
(補助率 1/2)

助成例

職員休憩室の段差解消、職員トイレの改修、
地域貢献イベント開催（職員と地域住民の交流等）
職員の意識高揚のためのユニフォーム作成、
職員の熱中症予防のための空調設備改修 など

② 人材養成研修支援事業

事業所が企画する職場内研修などの実施に必要な外部講師の謝金、旅費等を助成します。

助成
限度額

5万円

助成例

職場の接遇研修、健康づくり講座、
音楽療法技術指導講座 など



募集締切

令和6年 **7月31日** (水)

※必着

山口県福祉人材センター

令和6年度
福祉マンパワー事業

社会福祉事業を行っている法人の皆様へ



人材確保・定着化支援事業

申請時の注意

対象は、**令和6年4月1日**以降に開始され、**令和7年2月5日**までに、実績報告書が提出できる事業となります。

申請書は法人代表者で申請し、該当施設を明記してください。

助成については、各事業**1法人1件ずつ**とします。法人が複数の施設を運営している場合は注意してください。



① 魅力ある福祉職場 モデル事業について

次のような経費等は対象となりません。

- 事務用品・備品等の購入
- 軽微な修繕
- 給与の補填 等

ユニフォーム類については、個人に譲渡するものではないこと、既製品ではなくワンポイントのロゴやイラストなど手を加えたものとし、過去3年以内に当該助成を受けていないことを確認の上、申請してください。

② 人材養成研修 支援事業について

助成の対象は職場内で事業所・法人が実施する研修であり、他の法人や団体が実施する研修は助成対象となりません。

予算の範囲内での助成となりますので、多数の申請があった時は選考により決定します。



申請方法や申請書類の様式は山口県福祉人材センターのホームページにてご確認ください。

yamaguchi-fjc.jp

▶ 助成制度

▶ 福祉マンパワー事業



申請書
提出先

社会福祉法人 山口県社会福祉協議会

山口県福祉人材センター

〒754-0041 山口市小郡令和 1-1-1 KDDI 維新ホール 3F TEL: 083-902-2355